

開発許可を受けた者の住所及び氏名	[Redacted]			地位の承継	承継人の住所及び氏名	
	口田 康子				承継(受理)年月日	承継の原因
開発許可の年月日及び番号	平成25年 9月 4日 受米建指第 2246 号					
許可内容	開発区域に含まれる地域の名称	米子市 両三柳 字大沢十七 311番 1の一部 両三柳 字大沢十七 311番 2 両三柳 字大沢十七 311番 3の一部			備考 1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等  2 許可条件 (1) この許可に係る行為については、農地法その他の法令による必要な許可を受けた後に着手すること (2) 開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の帰属がある場合は、公共施設管理者に帰属申込書を提出すること (3) 万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届け出ること (4) 法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設することはできません。	
	開発区域の面積	1, 205. 49 m <sup>2</sup>	工区別面積			
	予定建築物等	長屋住宅 (自己用以外)				
	法第41条第1項の規定による制限の内容					
変更	年月日	変更の内容				
完了検査	工区名	検査年月日	検査済証	完了公告の年月日及び番号		
		平成25年12月 5日	平成25年12月 5日 受米建指第 3877号	平成25年12月 9日 第 227号		